

◆◆◆◆◆ 利用者のために ◆◆◆◆◆

1 調査のあらまし

(1) 調査の概要

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的として、経済産業省所管により毎年実施され、今回の調査は平成20年12月31日現在で実施されたものである。

(2) 調査の対象

調査の対象は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

2 集計項目の内容

平成19年の調査では、事業所の捕そく作業を行い、また、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動も捉える調査内容とした（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）ため、18年以前の結果とは単純に比較はできない。

平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものである。

(1) 事業所数

平成20年12月31日現在の数値であり、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計から除外した。

(2) 従業者数

平成20年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

(3) 現金給与総額

平成20年1年間（現金給与総額、製造品出荷額等のように、期間に基づく数値については原則として平成20年1月1日から12月31日までの1年間である。）に常用労働者のうち雇用者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者にかかる支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等である。

(4) 原材料使用額等

平成20年1年間における「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等（内国消費税額を含む）

製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を平成20年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、製造品の出荷には次の場合が含まれる。

① 同一企業に属する他の事業所に引き渡したものの。

② 自家使用されたものの。

③ 委託販売に出したものの。

製造品出荷額は、工場出荷価額である。

加工賃収入額とは、平成20年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃である。

製造品出荷額等には、この他に転売収入や修理料収入等の「その他収入額」が含まれる。

(6) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品在庫価額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

(7) 有形固定資産投資額

平成20年1年間の帳簿価額による数値である。

(8) 工業用地

敷地面積、建築面積及び延べ建築面積は平成20年12月31日現在の数値である。

(9) 工業用水

平成20年の1日当たりの数値である。

(10) リース契約額

平成20年1年間に新規に契約したリース物件の契約額（リース料総額）であり、消費税額を含んだ額である。

(11) リース支払額

平成20年1年間にリース物件使用料として実際に支払った金額であり、消費税額を含んだ額である。これには、平成19年以前にリース契約した物件に対する支払いリース料も含まれる。

3 集計項目の算式

(1) 製造品出荷額等

製造品出荷額等＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額

- (2) 生産額
- ア 従業者30人以上の事業所の場合
 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額－くず・廃物出荷額
 ＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
 ＋（半製品及び仕掛品年末在庫価額－半製品及び仕掛品年初在庫価額）
- イ 従業者29人以下の事業所の場合
 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額－くず・廃物出荷額
- (3) 付加価値額
- ア 従業者30人以上の事業所の場合
 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
 ＋（半製品及び仕掛品年末在庫価額－半製品及び仕掛品年初在庫価額）
 －（原材料使用額等＋減価償却額＋消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
- イ 従業者29人以下の事業所の場合
 付加価値額＝製造品出荷額等－（原材料使用額等＋消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
- (4) 有形固定資産投資額（従業者30人以上の事業所）
 有形固定資産投資額＝有形固定資産取得額（土地＋土地以外）＋建設仮勘定年間増減額
- (5) 消費税を除く内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

4 学区別集計について

本書の第2部に掲載した学区別集計は、学区（調査日現在の小学校通学区、中区は国勢統計区）をもとに、従業者3人以下の事業所を含めて集計したものである。集計の単位となる学区は、全市で264学区となった。

5 日本標準産業分類の主な改定内容

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年以降)	
産業 中分類 番号	産業名称	産業 中分類 番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

統合

一部移設

分割

一部移設

分割

一部移設

※ 産業中分類の「18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲について

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	装身具・装飾品・ボタン・同関連品	
写真フィルム(乾板を含む)	1695	(貴金属・宝石製を除く)	322
手袋	2051	かつら	3229
耐火物	215	漆器	3271
と石	2179	畳	3282
模造真珠	2199	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
目盛りのついた三角定規	2739	ほうき・ブラシ	3284
注射筒	2741	洋傘・和傘・同部分品	3289
義歯	2744	喫煙用具(貴金属・宝石を除く)	3285
眼鏡	3297	魔法瓶	3289
時計側	3231	看板・標識機	3292
楽器	324	パレット	3293
レコード	3296	モデル・模型	3294
がん具・運動用具	325	工業用模型	3295

6 産業中分類の略称について

略 称	産 業 中 分 類		軽 工 業	重化学工業
食料品	09	食料品製造業	○	
飲料・飼料	10	飲料・たばこ・飼料製造業	○	
繊維	11	繊維工業	○	
木材・木製品	12	木材・木製品製造業(家具を除く)	○	
家具・装備品	13	家具・装備品製造業	○	
パルプ・紙	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	○	
印刷	15	印刷・同関連業	○	
化学	16	化学工業		○
石油・石炭	17	石油製品・石炭製品製造業		○
プラスチック	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○	
ゴム製品	19	ゴム製品製造業	○	
皮革製品	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	○	
窯業・土石	21	窯業・土石製品製造業	○	
鉄鋼	22	鉄鋼業		○
非鉄製品	23	非鉄金属製造業		○
金属製品	24	金属製品製造業		○
はん用機械	25	はん用機械器具製造業		○
生産用機械	26	生産用機械器具製造業		○
業務用機械	27	業務用機械器具製造業		○
電子部品	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		○
電気機械	29	電気機械器具製造業		○
情報通信機械	30	情報通信機械器具製造業		○
輸送機械	31	輸送用機械器具製造業		○
その他	32	その他の製造業	○	

7 結果数値について

- (1) 結果数値は、表章単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (2) 文中及び表中の百分率は原単位当たりで算出したものである。
- (3) 統計表中で、事業所数が「1」又は「2」の場合は、事業所数及び従業者数以外の調査項目の結果数値を「X」で表した(秘匿した)。また、他の結果数値からそれらが判明しないように「X」で表した箇所がある。

8 統計表中の記号について

- (1) 「0.0」 単位未満
- (2) 「－」 皆無または該当数値のないもの
- (3) 「X」 秘匿したもの

9 その他

この集計数値は、名古屋市分について速報値をまとめたものであり、後日、愛知県及び経済産業省が公表する確定値とは相違することがある。